

(社)再開発コーディネーター協会 「北海道Qの会」 運営細則

(名称)

第1条 本会は、社団法人再開発コーディネーター協会「北海道Qの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、社団法人再開発コーディネーター協会(以下「協会」という。)「Qの会」 取扱い要領に基づき、北海道在住又は在勤の再開発プランナーを対象に、再開発に関する調査・研究・研修・情報交換等を行う。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のうち本会に入会の申込みをした者とする。
一 協会会員(法人会員に所属する者及び賛助会員を含む。)
二 再開発プランナーの資格を有する者
三 再開発プランナーの資格取得を将来希望する者

(幹事)

第4条 本会には、前条第一号にある協会会員の中から、次の幹事を置く。
一 代表幹事 1名
二 副代表幹事 1名
三 会計幹事 1名
四 幹事 5名以内

(幹事会及び事務局)

第5条 当会の活動を円滑に進めるため、幹事会及び事務局を設置する。
1 幹事会は、代表幹事、副代表幹事、会計幹事及び幹事により構成し、協力して本会の運営にあたる。
2 事務局は、代表幹事、副代表幹事及び会計幹事により構成し、幹事会の承認を得て若干名の事務局員を追加できる。

(予算及び決算)

第6条 本会の毎年度予算及び決算は、代表幹事が召集する総会の出席者の過半数をもって決定する。
2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3 本会は、第1項の決定後、協会が別に定める書式により、当該年度当初に事業の実施計画、当該年度終了後に事業の実施報告を、速やかに、本会の代表幹事名で協会の会長宛に提出するものとする。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を報告する。
2 再開発プランナーの資格を失い会員継続をしない者は、本会を退会したものとする。

(事務局の場所)

第8条 本会の事務局は、北海道まちづくり協議会に置く。

平成23年4月25日改正